

高知県公文書管理委員会に諮問し、答申を受けた後に紛失、誤廃棄、所在不明及び記載誤りが判明したファイル一覧

資料3

NO	第1回 第2回 の別	区分 ・ 手続せずに紛失誤廃棄 ・ 歴史公文書を移管せず廃棄 ・ 答申後に所在不明判明 ・ 答申後に記載誤り判明	実施機関						答申結果	経緯の概要
			所属名 (実施機関)	諮問書 ページ 番号	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名		
1	第1回	・ 歴史公文書を移管せず廃棄	健康長寿政策課 (知事部局)	本庁 187	112	H21	10	委第21-100号安芸総合庁舎実施設計委託業務	歴史公文書該当	答申後に歴史公文書非該当のファイルと一緒に保管していたが、非該当のファイルを廃棄する際に一緒に廃棄してしまったもの。
2	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	医療政策課 (知事部局)	本庁 192	26		30	県立看護学院指定申請書	歴史公文書該当	左記ファイルが存在せず、目録作成当時の書類を確認したところ、目録作成の際に別の名称のファイルが左記ファイル名に誤って置き換わった可能性が高く、記載誤りと考えられる。
3	第1回	・ 歴史公文書を移管せず廃棄	食品・衛生課 (知事部局)	本庁 254	62	H26	5	クリーニング師試験	歴史公文書該当	答申後に歴史公文書非該当のファイルと一緒に保管していたが、非該当のファイルを廃棄する際に一緒に廃棄してしまったもの。
4	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	文化振興課 (知事部局)	本庁 309	5	S62	永	高知県立歴史民俗資料館建築主体工事	歴史公文書該当	ファイル番号3「高知県立歴史民俗資料館建築主体工事」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
5	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	人権課 (知事部局)	本庁 371	10	H25	5	H25高知県人権尊重の社会づくり協議会No2	歴史公文書該当	ファイル番号24「H25高知県人権尊重の社会づくり協議会No2」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
6	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	人権課 (知事部局)	本庁 373	22	H26	5	H26高知県人権尊重の社会づくり協議会	歴史公文書該当	ファイル番号27「H26高知県人権尊重の社会づくり協議会」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
7	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	本庁 624	42	S53	永	永久保存 訟務 吹越山関係	歴史公文書該当	H29に文書情報課から各課に保管公文書簿冊名目録作成依頼があり、所属が目録作成する際にH23、24の選別試行で作成されたファイル名目録を参考資料として活用した。その際に似通ったファイル名と混同し、誤記載したと思われる。
8	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	624	44	S59	永	奈半利町本村郷山入会林公判関係	歴史公文書該当	No7と同じ
9	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	624	47	S54	永	入会林野整備計画認可	歴史公文書該当	H23、24の選別試行でファイル目録を作成した際に冊数を誤り(特定できない書類を保管ファイル名目録に記載した)、H29保管公文書簿冊名目録作成の際に、H23.24で作成した目録を参考資料として活用したことによる記載誤り。
10	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	625	49	S58	永	奈半利町本村郷分入会林野登記嘱託書	歴史公文書該当	No7と同じ
11	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	626	73	S63	永	入会林野整備に係る登記嘱託について	歴史公文書該当	No9と同じ
12	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	627	80	S61	永	入会林野整備計画認可	歴史公文書該当	No9と同じ
13	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	627	85	S43	永	入会林野整備計画認可	歴史公文書該当	No9と同じ
14	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	628	91	S57	永	入会林野整備計画認可	歴史公文書該当	No9と同じ

高知県公文書管理委員会に諮問し、答申を受けた後に紛失、誤廃棄、所在不明及び記載誤りが判明したファイル一覧

資料3

NO	第1回 第2回 の別	区分 ・ 手続せずに紛失誤廃棄 ・ 歴史公文書を移管せず廃棄 ・ 答申後に所在不明判明 ・ 答申後に記載誤り判明	実施機関					保管ファイル名	答申結果	経緯の概要
			所属名 (実施機関)	諮問書 ページ 番号	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間			
15	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	628	96	S53	永	入会林野整備計画書	歴史公文書該当	No9と同じ
16	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	629	101	S59	永	登記嘱託書	歴史公文書該当	No9と同じ
17	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森づくり推進課 (知事部局)	629	105	S52	永	入会林野整備計画	歴史公文書該当	No9と同じ
18	第1回	・ 答申後に所在不明判明	港湾・海岸課 (知事部局)	本庁 857	58	S28	30	県下19港湾 港湾区域設定(当初)昭和29年1月1日付	歴史公文書該当	令和元年8月に課内の書類棚を整理した際、誤って廃棄した可能性が高いと思われる。 令和2年度に保管公文書ファイル名目録を作成する際、文書が保管されているか突合せずに目録に記載したものの。
19	第1回	・ 答申後に所在不明判明	港湾・海岸課 (知事部局)	本庁 858	68	S59	10	S59 大規模地震対策施設計画	歴史公文書該当	No18と同じ
20	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	小中学校課 (県教委)	本庁 894	19	S20	永	20年 第1類 国民学校人事(土長・吾川)1(8の6)	歴史公文書該当	ファイル番号18「20年小第1類 教職員人事(土長・吾川)1(8の6)」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
21	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	小中学校課 (県教委)	本庁 906	95	S27	永	27年 第1類 地教委引継(土長)8(16の5)	歴史公文書該当	ファイル番号96「27年 第1類 地教委引継(土長)8(16の4)」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
22	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	小中学校課 (県教委)	本庁 907	100	S27	永	27年 第1類 地教委引継(高岡)8(16の8)	歴史公文書該当	ファイル番号92「27年 第1類 地教委事務引継(高岡)8(16の12)」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
23	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	小中学校課 (県教委)	本庁 907	101	S27	永	27年 第1類 地教委引継(土長)8(16の9)	歴史公文書該当	ファイル番号89「27年 第1類 地教委引継(吾川)8(16の15)」と同一ファイルであり、重複して記載されている。
24	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森林技術センター (知事部局)	出先機 関440	46	H26	5	研究成果報告書	歴史公文書該当	行政資料として冊子は存在しているが起案文書がなく、公文書ファイル名に誤って記載されたもの。
25	第1回	・ 答申後に記載誤り判明	森林技術センター (知事部局)	出先機 関440	47	H26	5	研究報告書	歴史公文書該当	No24と同じ
26	第2回	・ 答申後に所在不明判明	建築指導課 (知事部局)	本庁各 所属117	64	S51	30	(ワ)第120号損害賠償請求事件	歴史公文書該当	原本は法務文書課にあり、所属にあったものはその写しと考えられる。 H30に目録を作成する際に所属控えであることを明記していなかった。 R元年度に所属で文書を廃棄した際に当該ファイルも一緒に廃棄したと思われる。
27	第2回	・ 手続せずに紛失誤廃棄 (答申後に確認したところ、保存期間満了前に紛失誤廃棄した可能性が高いことが判明)	災害対策課 (警察本部)	警察本 部59	539	S47	永	繁藤地区山崩れ災害(報告綴)	歴史公文書該当	所属が平成31年1月及び令和元年9月に調査して確認していたファイルであるが、答申後に再確認したところ紛失が判明。 これらの調査後(R2.2月)に誤廃棄した可能性が高い。
28	第2回	・ 手続せずに紛失誤廃棄 (答申後に確認したところ、保存期間満了前に紛失誤廃棄した可能性が高いことが判明)	災害対策課 (警察本部)	警察本 部59	540	S46~ S56	永	地下街関係	歴史公文書非該当	No27と同じ